

## 大阪はびきの医療センター公的研究費等不正使用防止対策基本方針

平成30年10月1日制定

令和4年4月1日改正

令和4年10月20日改正

地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪はびきの医療センターは、公的研究費等の原資の大部分は貴重な税金であり、研究活動における不正は社会からの信頼等に反する行為であることから、「大阪はびきの医療センターにおける公的研究費等の取扱いに関する規程」第4条第2項に規定する不正使用防止対策の基本方針を策定し、公的研究費等を適正に運営、管理するための取組みを行います。

### 1 大阪はびきの医療センター内の責任体制の明確化

最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者を定め、不正使用防止対策に関する責任体系を明確にします。

### 2 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

事務処理に関するルールの明確化や統一化、職務権限の明確化、運営・管理に関わる者の意識向上を図り、抑止機能を備えた環境・体制の整備を行います。

### 3 不正使用を発生させる要因の把握と不正使用防止計画の策定・実施

不正使用を発生させる要因の把握に努めるとともに、要因に対する不正使用防止計画を策定し、実効性のある対策を実施します。

### 4 公的研究費等の適正な運営・管理活動

適正な予算執行を行うことができるよう、実効性のあるチェックが効くシステムを構築し、公的研究費等の適正な運営、管理を行います。

### 5 情報発信・共有化の推進

公的研究費等の使用に関するルール等が、適切に情報共有・共通理解される環境を整備します。

### 6 モニタリングの在り方

公的研究費等の不正使用、研究活動における不正行為等の不正が起きない、起こさない環境づくりを目指し、実効性のあるモニタリング体制及び方法を整備します。